

日本最優秀鳩舎賞選考規程

(目的)

第1条 本規程は、レース鳩の形質の改良を図るために、各種レースに於いて優秀な成績を収めた鳩舎を表彰することを目的とする。

(選考基準)

第2条 前条の目的を達成するために必要な基準を次の通り定める。

1. 対象レース 選考対象レースは下記レースとする。

(1)レジョナルレース[春季レース及び秋季レース]

(2)地区ナショナルレース

【下記の3レースより2レースを選択する。】

(3)桜花賞レース

(4)グランプリレース(連盟序列)

(5)グランドナショナルレース(連盟序列)

2. 申請資格 申請する対象5レースに於いて、参加羽数の上位5%以内に合計10羽の鳩が入賞していること。

(1)レジョナルレース 4羽(春季レース2羽 秋季レース2羽)

(2)地区ナショナルレース 2羽

【下記の3レースより2レースを選択する。】

(3)桜花賞レース 2羽

(4)グランプリレース 2羽

(5)グランドナショナルレース 2羽 合計10羽

(申請手続)

第3条 地区連盟単位に11月末日迄を必着として協会交付の申請用紙にて申請を行うこと。但し、1連盟10鳩舎迄の申請とし、個人の合同委託鳩舎を除く。(註：合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩舎をいうものとする。従来の共同鳩舎についてはこの限りでない。)

2. 前項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

(選考方法)

第4条 下記の計算方法にて全国ランキングを決定し、授賞順位とする。

計算方法 対象5レースの10羽(第2条・2に記載)それぞれの入賞率を計算し、その合計点数の小さいものを上位とする。

【入賞順位÷レース参加羽数(小数点以下6桁目四捨五入)】

(授賞)

第5条 下記の通りの授賞を行う。

日本最優秀鳩舎賞 1鳩舎 賞状・記念品 / 日本優秀鳩舎賞 9鳩舎 賞状・記念品
但し、第4条の計算にて同点数の場合は、それぞれ同等の授賞とする。表彰式は1月に行う。

日本エースピジョン賞表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、毎年春季1シーズンに同一鳩が優秀なレース成績を収めたレース鳩及びその使翔者を表彰し、鳩質改良を図ることを目的とする。

(該当レース)

第2条 エースピジョン賞に該当するレースは、次のとおりとする。

(1)レジオナルレース

(2)地区ナショナルレース

(3)桜花賞レースまたはグランドナショナルレース

(申請条件)

第3条 前条に規定する3レースにおいて、レジオナルレース及び地区ナショナルレースは地区参加鳩数の5%以内、また、桜花賞レースまたはグランドナショナルレースは地区順位の10%以内に入賞した同一鳩とし、その各々のレースにおける順位を参加羽数で除した数(小数点以下6位四捨五入)を3レース分合計してその加算点数が小なる鳩とする。ただし、同点鳩が出た場合は、前条の3レースの分速を加算し、分速が大なる鳩とする。

2. 前項の申請を行う場合は、所属連合会長及び所属地区連盟長の証明印を受けて、該当者が地区連盟を通じて6月末日までに協会必着として申請するものとする。

3. 前項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

4. 第1項の申請は、個人の合同委託鳩舎の参加鳩はこれを行うことが出来ないものとする。但し、従来の共同鳩舎についてはこの限りでない。(註) 合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩舎をいうものとする。

(授賞対象)

第4条 協会は前条により申請されたものの内から全国最小得点鳩を選出し、その鳩にエースピジョン賞及び副賞を授与し、2位以下10位までに賞状及び賞杯を授与する。若し、同点鳩が出た場合は、前条ただし書きを適用するものとする。

ブロックチャンピオン賞選考規程

(目的)

第1条 本規程は地域の各種レースにおいて優秀な成績を収めた鳩舎を表彰することを目的とする。

(選考基準)

第2条 前条の目的達成のため必要な規準を次の通り定める。

1. 対象レース

(1)春季レジオナルレース (2)地区ナショナルレース

【以下の3レースから2レースを選択する。】

(3)桜花賞レース (4)グランプリレース(連盟序列)

(5)グランドナショナルレース(連盟序列)

2. 申請資格

申請する対象4レースにおいて、参加羽数の上位10%に入賞している鳩とする。

(選考方法)

第3条

①資格鳩1羽につき1ポイント、1レースにつき2羽2ポイントまでとする。

②獲得ポイントの大きいものを上位とする。

③同点の場合は対象各レースの入賞率(順位÷参加羽数)の合計の小さいものを上位とする。

(申請手続)

第4条 地区連盟単位に、6月末日までに協会必着として所定の申請用紙にて申請を行うこと。但し、個人の合同委託鳩舎を除く。(註：合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩舎をいうものとする。従来共同鳩舎についてはこの限りでない)

2. 前項の申請により協会において各ブロック連盟1位の1鳩舎を決定する。

3. 第1項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

(授賞)

第5条 次の通り授賞を行う。

各ブロック連盟1位の鳩舎一賞状・賞杯・記念品

附則 (略)

全日本ゼネラルチャンピオン賞選考規程

(目的)

第1条 本賞は、定款第3条目的に定めたレース鳩の形質改良に資するため、確実に早く帰舎する鳩を鑑別する眼を涵養することを目的とする。本賞は、対象レースでのマーク鳩順位による競技を実施し、優れた成績を収めた鳩舎に「全日本ゼネラルチャンピオン・マーク賞」を授与し表彰するものである。

(対象レースと申請資格)

第2条 対象レースは下記の通りとする。

[春季レース]

- ①春季レジョナルレース
- ②地区ナショナルレース
- ③グランプリレース
- ④桜花賞レースまたはグランドナショナルレースのいずれかを地区連盟毎に選択する。

[秋季レース]

- ⑤秋季レジョナルレース

(選考方法)

第3条

(1)マーク鳩の登録とポイントの基準

マーク鳩の登録は、1鳩舎2羽のマーク鳩を選定し、記録機(時計)の場合は、事前に審査用紙の1羽目、2羽目に記入したうえ、対象レースの持寄り日に提出する。電子入舎システムを使用の場合は、当該レース参加登録の際、(持ち寄りリスト)1羽目、2羽目とする。当該マーク鳩が対象レースにおいて参加鳩の20%以内に入賞した場合、それぞれに1ポイントを与え、1レース2点ポイントとし、対象5レースの合計獲得フルポイントと10ポイントとし獲得ポイントの大きなものを上位とする。

[春季レース]

- ①春季レジョナルレース 1羽 1ポイント 合計2ポイント
- ②地区ナショナルレース 1羽 1ポイント 合計2ポイント
- ③グランプリレース 1羽 1ポイント 合計2ポイント
- ④桜花賞レース又はグランドナショナルレースのいずれかを各地区連

[秋季レース]

- ⑤秋季レジョナルレース 1羽 1ポイント 合計2ポイント

(2)同ポイント鳩舎の順位決定方法

前記選考方法により同ポイント鳩舎が出た場合は、対象5レースにおいて当該鳩舎がポイントを獲得した全マーク鳩の入賞率を計算し、合計入賞率の小さなものを上位とする。

[入賞率算出方法] マーク鳩の入賞順位÷対象レースの参加鳩(小数点以下6桁目四捨五入)

(申請手続)

第4条 地区競翔連盟は、第3条の選考方法により決定した成績を、毎年11月末日までを必着として協会交付の申請用紙にて申請する。但し、個人の合同委託鳩舎を除く。(註：合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って委託される鳩舎をいうものとする。従来の共同鳩舎についてはこの限りでない。)

2. 前項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

(表彰鳩舎の決定)

第5条 各地区競翔連盟から申請された鳩舎の内から、第3条の選考方法により、「全日本ゼネラルチャンピオン・マーク賞」ベスト10を選出する。同成績の鳩舎が生じ、10鳩舎を超えた場合はいずれも被表彰資格鳩舎とする。

(授賞)

第6条 「全日本ゼネラルチャンピオン賞」の授賞は下記の通りとする。

ベスト1 ダイヤモンド・マーク賞 賞状・記念品

ベスト2 プラチナ・マーク賞 賞状・記念品

ベスト3 ゴールド・マーク賞 賞状・記念品

ベスト4～10 ベスト・マーク賞 賞状・記念品

奨励方法は日本最優秀鳩舎賞と同等とする。

表彰は1月の総合表彰式にて行う。

附則 ダイヤモンド・マーク賞を授賞した鳩舎が日本最優秀鳩舎賞を併せて授賞したときは、オリエンタル・チャンピオンとして特別表彰を行う。